

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省及び環境省が公表した令和3年度の食品ロス量は523万トンに上り、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

食品ロスの削減は、気候変動対策としても非常に重要である。食品ロスは、その廃棄において直接的に生じる環境影響だけでなく、食品の生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費や、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費などにより環境に及ぼす影響も決して少なくはない。

については、国におかれては、同法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動をさらに推進させるために、次の事項について取り組まれるよう強く求める。

1. 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶエシカル消費の普及啓発や、食品のロスを防ぐための消費量や頻度に合わせた「小分け包装」、「持ち帰り」などを積極的に進めるための取組を一層強化すること。
2. 食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図るとともに、事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、その実効性を強化すること。
3. 子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へのフードドライブ（未利用食品の寄付運動）の活用を強化するとともに、提供された食料品等を地域で保管するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
4. 食に関わる事業者と野菜等の生産者が廃棄している食材の皮、芯や種などの残さや規格外品を有効に活用する商品開発に取り組む地方自治体等の事業に対して、積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月29日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（こども政策）、内閣
府特命担当大臣（消費者及び食品安全）